

# 国立大学法人鳴門教育大学職員安全衛生管理規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 25 号

改正 平成18年 3 月 13日規程第28号  
平成19年 3 月 23日規程第15号  
平成20年 3 月 24日規程第63号  
平成22年 3 月 24日規程第75号  
平成23年 3 月 31日規程第24号  
平成26年 3 月 24日規程第29号  
平成28年 6 月 20日規程第45号  
平成29年 3 月 8 日規程第31号  
平成31年 3 月 19日規程第72号  
令和 6 年 3 月 8 日規程第10号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「就業規則」という。）第54条の規定に基づき、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の保健及び安全保持について必要な事項を定める。

2 保健及び安全保持に関する事項については、この規程に定めのある場合のほか、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他の関係法令並びに就業規則の定めるところによる。

### (学長の責務)

第2条 国立大学法人鳴門教育大学長（以下「学長」という。）は、法令及びこの規程に定める労働災害防止のための基準を守るとともに、快適な職場環境の実現及び労働条件の改善を通じて、職場における職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

### (職員の責務)

第3条 職員は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、学長その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に従わなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

### 第1節 衛生管理者等

### (衛生管理者)

第4条 本学に、安衛法第12条に定めるところにより、次の各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させるために、衛生管理者を置く。

- (1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関すること。

2 衛生管理者は、第5条第1項の事業場に所属する職員のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第10条で定める資格を有する者のうちから選任する。

（衛生管理者を選任すべき事業場）

第5条 前条第1項によって衛生管理者を選任すべき事業場は、高島地区とする。

2 前項の地区で選任する衛生管理者の人数は、安衛則第7条第1項第4号の定めるところによる。

（衛生管理者の定期巡視及び権限の付与）

第6条 衛生管理者は、少なくとも毎週1回職場を巡視し、設備、職務の方法又は衛生状態に有害の恐れがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 衛生管理者は、衛生に関する措置をなし得る権限を有する。

（衛生推進者）

第7条 第5条第1項以外の事業場で常時10人以上50人未満の職員が勤務する地区においては、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、前項における事業場に所属する職員のうち、安衛則第12条の3で定める資格を有する者のうちから1人選任する。

3 衛生推進者は、第4条第1項各号の業務のうち衛生に係る業務を担当する。

（化学物質管理者）

第7条の2 本学に、安衛則第12条の5に定めるところにより、次の各号の業務を管理させるために、化学物質管理者を置く。

- (1) ラベル表示及び安全データシート（SDS）の確認に関すること。
- (2) リスクアセスメントの実施に関すること。
- (3) リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の内容及び実施に関すること。
- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- (5) リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに関係者への周知に関すること。
- (6) リスクアセスメントの結果に基づくばく露防止措置が適切に施されていることの確認、関係者のばく露状況、関係者の作業の記録、ばく露防止措置に関する関係者の意見聴取に関する記録・保存並びに関係者への周知に関すること。
- (7) 関係者への周知、教育に関すること。

2 化学物質管理者は、リスクアセスメント対象物を取り扱う職員から選任する。

（保護具着用管理責任者）

第7条の3 本学に、安衛則第12条の6に定めるところにより、次の各号の業務を管理させるために、保護具着用管理責任者を置く。

- (1) 保護具の適正な選択に関すること。
- (2) 保護具の適正な使用に関すること。
- (3) 保護具の保守管理に関すること。

2 保護具着用管理責任者は、保護具着用が必要なリスクアセスメント対象物を取り扱う

事業所に在籍する職員から選任する。

(産業医)

第8条 職員の健康管理等を行わせるため、第5条第1項に定める事業場に医師のうちから産業医を選任する。

2 前項の規定で選任する産業医の人数は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第5条及び安衛則第13条の定めるところによる。

(産業医の職務)

第9条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

(1) 健康診断及び面接指導等（第23条の2第1項に規定する面接指導（以下「面接指導」という。）及び第23条の7に規定する必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 安衛法第66条の10に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）の実施並びに面接指導の実施及びこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 作業環境の維持管理に関すること。

(4) 作業の管理に関すること

(5) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(6) 衛生教育に関すること。

(7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(8) その他、職員の健康管理に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長に対して勧告し又は衛生管理者に対して指導し若しくは助言することができる。

(産業医の定期巡視及び権限の付与)

第10条 産業医は、少なくとも毎月1回事業場を巡視し、職務の方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 産業医は、前条第1項に規定する事項をなし得る権限を有する。

(作業主任者)

第11条 作業主任者は、安衛令第6条に規定する作業を行う作業場に置く。

2 作業主任者は、当該作業に従事する職員で安衛則別表第1に規定する資格を有するもののうちから選任する。

3 作業主任者を置く作業場は、別表第1のとおりとする。

(作業主任者の責務)

第12条 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 作業に従事する職員を指揮すること。

(2) 労働災害の防止に関する措置に関すること。

## 第2節 衛生委員会

(衛生委員会の設置)

第13条 本学に、衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、職場の安全・衛生に関する次の事項を総合的に調査審議し、学長に意見を具申する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- (4) 衛生に関する規程の作成に関する事。
- (5) 安衛法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。
- (6) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- (7) 衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- (8) 職場環境の測定の結果及びその結果に対する対策の樹立に関する事。
- (9) 定期・臨時の健康診断、医師の診断・診察又は処置の結果及びその結果に対する対策の樹立に関する事。
- (10) 職員の健康の保持増進を図るために必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- (11) 長時間にわたる勤務による職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
- (12) 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。
- (13) 厚生労働大臣等からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、職員の健康障害の防止に関する事。
- (14) 化学物質の自律的管理の実施状況に関する事。

(衛生委員会の構成)

第14条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) この事業の実施を総括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから学長が指名した者 1人
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名した者 4人

2 委員会の委員長は、前項第1号の委員をもって充てる。

3 第1項第1号以外の委員のうち半数は、職員の過半数を代表する者の推薦に基づいて指名しなければならない。

(委員の任期)

第15条 前条第1項第2号から第4号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第16条 委員会は、毎月1回以上開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を安衛則第2

3条第3項に規定する方法のいずれかによって職員に周知しなければならない。

6 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

7 その他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 第3章 健康管理

#### (健康診断の種類)

第17条 学長は、職員の健康を確保するために次の各号に掲げる健康診断を行わなければならない。

(1) 採用時健康診断

(2) 一般定期健康診断

(3) 特殊健康診断

2 前項第1号の健康診断においては、職員として採用するときに実施するものとする。

3 第1項第2号の健康診断においては、1年以内ごとに1回、職員の全員を対象として定期的に行うものとする。

4 第1項第3号の健康診断は、職員が次のいずれかに該当する場合において行う。

(1) 衛生上有害な業務又はこれに準ずる業務に従事するとき。

(2) 海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出国するとき及び6月以上の海外生活を終えて帰国したとき。

5 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて、職員の全員又は一部に対して健康診断を行うことがある。

#### (健康診断の項目)

第18条 健康診断は、次の各項目について行う。ただし、産業医が、その必要を認めない場合又はその実施が困難な場合は、その一部を省略することができる。

(1) 既往歴及び業務歴の調査

(2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

(3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査

(4) 胸部エックス線検査及び喀痰検査

(5) 血圧の測定

(6) 貧血検査

(7) 肝機能検査

(8) 血中脂質検査

(9) 血糖検査

(10) 尿検査

(11) 心電図検査

(12) その他必要と認められる検査

#### (健康診断受診の義務)

第19条 職員は、指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。

2 やむを得ない理由で健康診断を受けることができない場合は、他の医療機関で健康診断を受けなければならない。

3 職員は希望により、第17条に定める健康診断の代わりに、他の医療機関における健康診断を受診することができるものとする。

4 前2項における健康診断を受診した者は、その結果を証明する書面を速やかに提出しなければならない。

(健康管理指導区分の決定)

第20条 健康診断の結果により、健康管理上、生活規正面及び医療面の指導を必要と認めた職員については、産業医が別表第2に定める区分に応じて指導区分の決定及び変更を行うものとする。

(事後措置)

第21条 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表第2の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、設備の設置又は整備、医師の意見（健康診断の結果に基づき聴取した健康を保持するための必要な措置に関するもの）の委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(就業禁止)

第22条 学長は、安衛法第68条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について、伝染予防の措置を施した場合は、この限りではない。

- (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染病の疾病にかかった者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) その他産業医が就業不相当と認めた者

2 健康診断の結果等により、結核患者として療養の必要があると認められた者は、結核予防法（昭和26年法律第96号）第28条の規定に基づいて就業を禁止し、療養を命ずる。

3 学長は、前2項の規定により、職員の就業を禁止しようとするときは、あらかじめ産業医その他専門の医師の意見を聞かなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第23条 学長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(面接指導)

第23条の2 学長は、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて勤務させた場合におけるその超えた時間が1月（月の初日から末日までの期間をいう。）当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員に対し、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うこと。以下同じ。）を行うものとする。ただし、次項の期日前1月以内に面接指導を受けた職員その他これに類する職員であって面接指導を受ける必要がないと医師が認めたものを除く。

2 前項の超えた時間の算定は、前月分につき翌月10日までに行うものとする。

(面接指導の実施方法)

第23条の3 面接指導は、前条第1項の要件に該当する職員の申出により行うものとする。

- 2 前項の申出は、前条第2項の期日後、遅滞なく、行うものとする。
- 3 学長は、職員から第1項の申出があったときは、遅滞なく、面接指導を行うものとする。
- 4 職員は、前項の規定に基づき学長が行う面接指導を受けなければならない。ただし、学長の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する次の各号に掲げる事項を記載した書面を学長に提出したときは、この限りでない。
  - (1) 実施年月日
  - (2) 当該職員の氏名
  - (3) 面接指導を行った医師の氏名
  - (4) 当該職員の疲労の蓄積の状況
  - (5) 前号に掲げるもののほか、当該職員の心身の状況
- 5 産業医は、前条第1項の要件に該当する職員に対して、第1項の申出を行うよう勧奨することができる。

(面接指導結果の記録の作成)

第23条の4 学長は、面接指導（前条第4項ただし書の場合において当該職員が受けた面接指導を含む。次条において同じ。）の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを5年間保存しなければならない。

- 2 前項の記録は、前条第4項各号に掲げる事項及び次条の規定による医師の意見を記載したものでなければならない。

(面接指導の結果についての医師の意見聴取)

第23条の5 学長は、面接指導の結果に基づき、当該職員の健康を保持するために必要な措置について、面接指導が行われた後（第23条の3第4項ただし書の場合にあっては、当該職員が面接指導の結果を証明する書面を学長に提出した後）、遅滞なく医師の意見を聴かなければならない。

(面接指導実施後の措置)

第23条の6 学長は、前条の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該職員の実情を考慮して、事後措置を講ずるほか、当該医師の意見の委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(面接指導を行う職員以外の長時間勤務者に対する措置)

第23条の7 学長は、第23条の2第1項の規定により面接指導を行う職員以外の職員であって、長時間の勤務により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している職員に対し、面接指導又はこれに準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 前項の措置は、当該職員の申出に基づいて行うものとする。

- 3 第23条の3第3項から前条までの規定は、第1項の措置について準用する。

(健康記録の管理)

第24条 学長は、健康診断の結果、指導区分、事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、職員ごとに記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。

(ストレスチェック)

第24条の2 学長は、ストレスチェックを行わなければならない。

2 学長は、ストレスチェックを受けた職員に対し、当該ストレスチェックを行った産業医から当該ストレスチェックの結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、学長は、あらかじめ当該ストレスチェックの通知を受けた職員の同意を得ないで、産業医から当該職員のストレスチェックの結果の提供を受けてはならない。

3 学長は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高く、面接指導を受けることを希望する旨の申し出があった場合には、当該職員に対し、面接指導を行わなければならない。この場合において、学長は、職員が面接指導を希望したことを理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

4 前項に規定する面接指導の実施方法、面接指導実施後の措置等に関し必要な事項は、第23条の3第3項から第23条の6までの規定を準用する。

5 ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 安全管理

(危険を防止するための措置)

第25条 学長は、次の各号に掲げる危険による職員の災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 機械、器具その他の設備等による危険
- (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生ずる危険
- (5) 職員が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等における危険

2 学長は、職員の作業行動から生ずる災害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(緊急事態に対する措置)

第26条 学長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険にかかる場所、職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、職員の退避等の適切な措置を講じなければならない。

#### 第5章 雑則

(秘密の保持)

第27条 職員の安全及び衛生に関する事務に従事する職員及び従事したことのある職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日において、改正前の第14条第1項第4号に規定する委員の任期は、平成31年3月31日までとする。
- 3 施行日において、第14条第1項第4号の規定に基づき選出された委員の任期は、第15条の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

作業主任者を置く作業場

主任者	事業場	作業場
木材加工用機械作業主任者	附属中学校 附属特別支援学校	技術室 木工室

別表第2（第20条，第21条）

指導区分及び事後措置の基準

指導区分		事後措置の基準	
区分	内容		
生活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により，療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務の変更，勤務場所の変更，休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し，かつ，深夜勤務（午後十時から翌日の午前五時までの間における勤務をいう。以下同じ。），時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で，深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ平常に行なっているもの	深夜勤務，時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	